

一般社団法人 大和伸進会
虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会

委員会の役割

- ・研修計画の策定・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・身体拘束の適正化についての検討など

虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会

委員長：代表理事

委員：虐待防止及び身体拘束適正化検討マネジャー

利用者や家族の代表者

苦情解決第三者委員会

顧問弁護士など

各事業所

虐待防止及び身体拘束適正化検討マネジャー

法人本部－事務長

相談支援－管理者

保育所等訪問支援－見発管

しおん見発－見発管

しおん放デイ－見発管

きんぎょ－見発管

てんしんらんまん－見発管

虐待防止及び身体拘束適正化検討マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透・研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析など

職員

職員

職員

委員会には、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割がある。

第1の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりのことである。

〔労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト〕

	改善 不要	改善 必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか		
休憩する時間と場所が確保されているか		
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか		
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか		
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか		
指示命令系統は明確になっているか		
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか		

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和2年10月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室より一部抜粋

第2の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセスである。

別紙の自己点検シート（チェックリスト）により、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止及び身体拘束適正化検討マネージャー（児童発達支援管理責任者等）が集計し委員会に報告する。

また、児童発達支援管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況（課題）等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達する。

併せて、発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告する。 ※既存のチェックリストでは、労働環境（職場環境、人員配置過不足、人員スキル等）、労働条件（宿直やインターバル等）、人間関係（労働環境に起因するもの）、相談体制（職場の仕組みとして）、会議体の設定等の経営者とともに行わなければならない項目が不足している場合が多いため、これらを補うことが必要である。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組めるものの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止及び身体拘束適正化検討マネージャーを中心として各部署で具体的に取り組む。

第3の「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなる。

(主旨)

1. 虐待防止、身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束、虐待は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、運営する。職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行わないこと、虐待防止に向けた意識を持って利用者を支援する。

(委員会組織について)

2. 虐待防止、身体拘束等の適正化の体制

次の取り組みを実施し、虐待防止、身体拘束等の適正化の体制を維持、強化する。

(1) 虐待防止、身体拘束等の適正化委員会の設置

虐待防止、身体拘束等の適正化委員会を設置し、当法人で虐待防止、虐待防止を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。

(2) 委員会の構成

- ・代表理事
- ・各事業所管理者及び児童発達支援管理責任者
- ・その他代表理事又は各事業所管理者が任命する者

(3) 虐待防止、身体拘束等の適正化委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

ア 法人内における虐待防止、身体拘束等の適正化に向けての現状把握、改善に関すること。

イ 法人内で報告のあった虐待事例、身体拘束等の対応策や身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関すること。

ウ 職員を対象とした虐待防止、身体拘束等に関する研修の実施に関すること。

エ その他、虐待発生、虐待事例予防のための必要な事項に関すること。

(4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、保管するほか、委員会の結果について、職員に周知する。

(職員研修について)

3. 虐待防止、身体拘束等の適正化の研修

虐待防止、身体拘束等の適正化、職員について、新規採用時のほか、年1回以上の研修を実施する。(毎年3月頃に実施、奈良県主催の虐待研修に参加後各事業所内伝達研修を行う。)

その他に虐待防止マネジャーの中でワーキングチームを作り必要な研修を実施する。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成する。

(虐待、身体拘束等発生後の対応)

4. 虐待予防、身体拘束等など発生時の対応に関する基本指針

虐待予防、身体拘束等フローチャートに沿って、迅速に対応する。

①緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 身体拘束についての緊急やむを得ない場合の3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援をすることが原則である。しかしながら例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代謝性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、身体的拘束の実施後も日々の態様等を参考にし、委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族様へ説明し書面で確認を得る。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

②身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や、利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で身体拘束解除に向けた確認（3原則の具体的な再検討）を行う。

(閲覧)

5. 利用者様による本指針の閲覧

本指針は、当法人の全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者様やご家族様が閲覧できるように施設への掲示を行うとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者様及びご家族様等が閲覧できるようにする。

(その他)

6. その他、虐待防止、身体拘束適正化の推進の為に必要な基本方針

虐待防止、身体拘束等の適正化の指針は最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

(附則)

1 本指針は、令和4年4月1日より施行する